報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年３月30日
中国四国管区行政評価局

タクシー事業の申請における道路幅員証明書の添付を不要とする見直しに関する周知について

～中国運輸局にあっせんした結果、同局が地方公共団体への周知を実施～

総務省中国四国管区行政評価局は、同局に寄せられた行政相談を端緒とした情報収集結果を踏まえ、タクシー事業の申請における道路幅員証明書の添付を不要とする見直しについて、管内の地方公共団体に対して周知するよう国土交通省中国運輸局にあっせんしました。その結果、令和８年３月19日、当該見直しについて、中国運輸局から管内の地方公共団体に対して周知されました。

これにより、従来発生していた負担（道路幅員証明書に関する地方公共団体の事務手続や申請者の手数料等）の軽減の効果が行き渡ることが期待されます。

○　詳細は、別添のとおりです。
また、中国四国管区行政評価局ホームページにも掲載しています。
https://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku.html

二次元コード



総務省行政相談センター
きくみみ広島

【本件連絡先】
総務省　中国四国管区行政評価局
総務行政相談部　首席行政相談官室
担　　当：福井、室伏、濵
電　　話：082-228-6174
E-mail：cgk32@soumu.go.jp

【概要】タクシー事業の申請における道路幅員証明書の添付を不要とする見直しに関する周知（あっせん）

令和８年３月30日
中国四国管区行政評価局

主な調査結果

○　中国四国管区行政評価局(以下「当局」という。)に寄せられた行政相談(※)を端緒に、当局が複数の地方公共団体を調査した結果、道路幅員証明書に関する事務(行政サービスとして行う自治事務)等が地方公共団体及び申請者の負担となっているとの意見を把握

※　「福祉タクシーの許可申請手続において、車庫の前面道路が車両の出入りに支障がない幅員であることを証明するために、地方公共団体が発行する道路幅員証明書を提出することを運輸局から求められたが、不要又は別の方法でも代替可能ではないか。」との行政相談

○　道路幅員証明書に関する主な負担としては、①**地方公共団体にとっては職員の現地確認(道路幅員をメジャー等で実測)が必要**、②**申請者にとっては申請から交付までに日数を要し、手数料の納付が必要**　など

○　他方、中国運輸局においても、タクシー事業の申請における道路幅員証明書の添付を不要とする見直しの動きあり
しかし、当初、中国運輸局はホームページや事業者関係団体への周知予定はあったものの、**地方公共団体への周知予定なし**

当局のあっせん内容と中国運輸局の対応内容

○　今回の見直しによる負担軽減の効果をより確実に地方公共団体及び申請者に行き渡らせる観点から、**地方公共団体への周知について検討するよう、当局から中国運輸局にあっせん**



あっせん内容

○　地方公共団体に対し、今回の見直し(タクシー事業の申請においては道路幅員証明書の添付が不要)について周知すること
○　その際、地方公共団体に対し、周知について可能な範囲で協力を依頼すること

中国運輸局の対応内容



○　令和８年３月、中国運輸局から管内の地方公共団体に対して、今回の見直しについて周知する通知を発出
○　当該通知において、地方公共団体に対して、次の内容について協力を依頼
・　ホームページに案内(タクシー事業の申請においては道路幅員証明書の添付が不要である旨の案内)を掲載すること
・　道路幅員証明書に関する問合せを受けた際には、必要に応じて案内すること

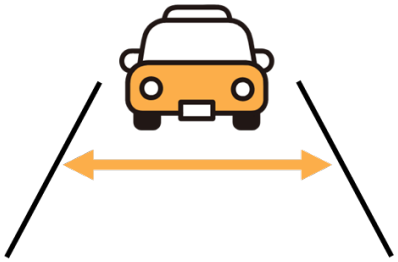
1　背景・制度

中国四国管区行政評価局管内の行政相談センターきくみみに、道路幅員証明書に関する行政相談が寄せられたことをきっかけに、地方公共団体における道路幅員証明事務の状況や負担等について調査

端緒となった行政相談

○　福祉タクシーの許可申請手続において、車庫の前面道路が車両の出入りに支障がない幅員であることを証明するために、地方公共団体が発行する道路幅員証明書を提出することを運輸局から求められたが、不要又は別の方法でも代替可能ではないか。







制度の概要

○　従来、タクシー事業(※１)の新規経営許可申請等(※２)においては、自動車車庫の前面道路が車両の出入りに支障がない幅員であること(車両制限令に抵触しないこと)を証明する書類として、地方公共団体が管理する道路について道路幅員証明書(※３)を取得し、運輸支局に提出する必要があった(※４)。

※１　道路運送法に基づく一般乗用旅客自動車運送事業。法人タクシー、個人タクシー、福祉タクシーの３種類がある。

※２　新規の経営許可申請のほか、事業譲渡譲受、事業分割、事業合併等の認可申請、自動車車庫の新設や位置変更等の事業計画の変更の認可申請が該当する。

※３　道路幅員証明書に関する地方公共団体の事務は、行政サービスとして行う自治事務。

※４　前面道路が私道の場合であっても、当該私道に接続する公道について道路幅員証明書を取得する必要があった。



2　当局の調査結果　～その１～

タクシー事業の申請に必要な道路幅員証明書の申請から交付までの流れは、おおむね次のとおり
地方公共団体の事務の負担のほか、申請者においては交付までに日数を要することや手数料の負担あり

申請者

①申請先の確認



②必要書類の作成
※申請書や地点が分かる地図等



③必要書類の提出・受付

地方公共団体(県、市町村)

④詳細な地点の確認



⑤現地確認



⑥証明書作成・内部決裁



⑦申請者への連絡
※証明書の交付準備完了後



⑧手数料の納付



⑨証明書の交付・受領



⑩その他必要書類の作成、提出
※道路幅員証明書以外の申請書や添付書類を含む

運輸(支)局

⑪提出書類の確認(審査)



（注）当局が調査した複数の地方公共団体の場合の道路幅員証明書の申請・交付の流れをフロー図にしたものであり、地方公共団体によって流れが異なる場合がある。

【補足説明】

①申請先の確認　・・・　例えば、県道の場合でも、県が管理する道路のほか、市町村が管理する道路もあり、また、県や市町村の出先機関(例：建設事務所等)が複数ある中で、どの機関の窓口に申請する必要があるのか、申請者は事前に確認しておく必要がある。

⑧手数料の納付　・・・　当局が管内の地方公共団体のホームページを確認したところ、１件当たりの手数料の額について、最も安いところでは「100円」、最も高いところでは「800円」と記載しているものがみられた。

申請から交付までの所要日数　・・・　当局が管内の地方公共団体のホームページを確認したところ、申請から交付までの所要日数について、「現地確認が必要となりますので、即日発行はしておりません」や「申請日から２週間程度」と記載しているものなどがみられた。

2　当局の調査結果　～その２～

地方公共団体からの意見

○　複数の地方公共団体から、道路幅員証明書に関する負担について、次のような意見があった。

・　申請があった都度、**職員が必ず現地確認**(複数の職員で現地の道路幅員をメジャー等で実測)**を行っている**ため、事務処理が負担となっている。

・　申請者にとっても、職員による現地確認で、申請から交付までに**おおむね１週間以上の期間を要する**ことが負担となっている。

・　窓口において、交付までに期間を要することについて**申請者から不満を述べられる**ことがある。



タクシー事業の申請件数(中国管内)

○　中国運輸局管内におけるタクシー事業の申請件数(幅員証明書の添付が必要なもの)は、**年間約170件**(※)

※　令和６年度172件。運輸局によると、１年当たりの件数はおおむね170件程度とのこと。

○　申請１件につき、複数枚(複数か所分)の道路幅員証明書が添付されるものもある。
　複数枚の道路幅員証明書が添付されるケースとしては、複数の車庫がある場合や車庫に複数の出入口がある場合などがある。



国土交通省及び中国運輸局における見直し

○　他方、国土交通省及び中国運輸局において、申請者の利便等を考慮し、申請書類の簡素化を図る観点から、タクシー事業の申請における道路幅員証明書の添付を不要とする見直しの動きがあり、**国土交通省の関係通達の改正を受け、令和８年２月に中国運輸局の関係規程が改正された**。

○　今回の見直しについて、当初、中国運輸局は、同局のホームページでの周知のほか、事業者関係団体に対する周知の予定はあったものの、**地方公共団体に対する周知の予定はなかった**。



3　当局のあっせん内容・中国運輸局の対応内容

次の理由から、今回の見直し（タクシー事業の申請においては道路幅員証明書の添付が不要）は、道路管理者である地方公共団体にとっても重要な情報のため、地方公共団体に対して周知するよう中国運輸局にあっせん



○　複数の地方公共団体から、道路幅員証明書に関する**地方公共団体及び申請者の負担について意見**があったこと

○　中国運輸局管内におけるタクシー事業の**申請件数（幅員証明書の添付が必要なもの）は年間約170件**で、１件の申請に複数枚（複数か所分）の道路幅員証明書が添付されるものもあったこと

○　例えば、申請者が今回の見直しを知らないまま道路幅員証明書を取得しようとした場合であっても、申請を受ける地方公共団体の担当者が今回の見直しについて把握していることで、**不必要な証明に係る負担を課すことを避けることができる**こと

当局のあっせん内容と中国運輸局の対応内容

○　今回の見直しによる負担軽減の効果をより確実に地方公共団体及び申請者に行き渡らせる観点から、**地方公共団体への周知について検討するよう、当局から中国運輸局にあっせん**



あっせん内容

○　地方公共団体に対し、今回の見直し（タクシー事業の申請においては道路幅員証明書の添付が不要）について周知すること

○　その際、地方公共団体に対し、周知について可能な範囲で協力を依頼すること



中国運輸局の対応内容

○　令和８年３月、中国運輸局から管内の地方公共団体に対して、今回の見直しについて周知する通知を発出

○　当該通知において、地方公共団体に対して、次の内容について協力を依頼

・　ホームページに案内（タクシー事業の申請においては道路幅員証明書の添付が不要である旨の案内）を掲載すること

・　道路幅員証明書に関する問合せを受けた際には、必要に応じて案内すること